

近代国家形成期における言語改良事業と「国語」教育の模索  
——日本の経験

齊藤泰雄  
(国立教育政策研究所名誉所員)

## 近代国家形成期における言語改良事業と「国語」教育の模索 ——日本の経験

齊藤 泰雄

(国立教育政策研究所名誉所員)

### はじめに

筆者は、明治期以降の近代日本の急速な教育発展を可能にした社会文化的な基底要因の一つとして、日本における言語の同質性を考えたことがある。すなわち、多くの多民族多言語国家とは異なり、言語の同質性ゆえに、どの言語を教授用語として採用すべきかという難題を回避でき、またバイリンガル教育への配慮も不要で、はじめから単一の日本語で教育活動を展開することが可能であったという事情である(齊藤、2018、67頁)。しかしながら、やはり問題はあった。大枠で日本語と称される当時の言語は、整理統合されたまとまりのあるものとは言えなかったからである。作家井上ひさしの戯曲『國語元年』は、明治初年に「全国統一話し言葉」(標準語)の制定を命じられた一人の文部省官吏が苦心惨憺それに挑み、挫折する様子を悲喜劇に仕立てた作品である(井上、2018)。これは創作であるが、実態でも、幕藩体制下の士農工商の身分階層による言葉遣いの相違、お国言葉(〇〇弁)の多様性と隔絶も大きかった。書き言葉でも、漢文や漢文訓読体、漢字かな交じりの記録文体(いわゆる「候文」)、大衆的読本の文体、女子のかな文字文など多種多様であった。書体にも楷書・行書・草書の別があった。とりわけ、話し言葉と書き言葉がかけ離れている言文の不一致もきわだつ特色であった。

明治維新以後、新政府は、封建制を脱却し、近代的国民国家を樹立することをめざ

して、統治・行政・司法・軍事・税制・教育などの側面で大規模な制度改革を導入した。その改革意識や射程は、それまで日本人が営んできた言語生活のあり方そのものに及ぶものとなっていっていった。欧米諸国との接触が拡大し、また先進的知識技能を早急に移植する必要が認識されるにつれて、煩雑で統一性を欠いたままの日本語では国民的統合にも近代化にも支障をきたすとして、洋学派知識人たちを中心に言語の整理統一、日本語の改良を主張する声も高まったからである。それは「新しい国語づくり」(亀井、2007、40頁)という課題にほかならなかった。こうした国語改良議論は、今日の日から見れば、かなり性急かつ急進的な提言を含むものであり、それゆえに抵抗もまた根強いものがあつた。それは「国語国字論争」と呼ばれるものへと発展していった。問題は、学校教育、とりわけ「国民に母国語に関する理解・表現・態度などを学習させる教育」である国語教育のあり方に直結するものであつた。政府による言語改良への介入、国語施策の制定と実行を求める気運も高まっていっていった。本稿は、国家と言語、言語と教育の関係という巨視的テーマを視野に入れながら、わが国の近代国家形成期における言語の整理統一の試みと国語教育への取り組みの軌跡を改めてふり振り返りながら、その主要な論点および特色を考察することを目的とする。また、その後の敗戦占領下において生じた言語改革事業とその帰結についても論及する。この主題の基礎文献としては、文化庁編集による浩瀚な『国語施策百年史』

(2005年)があり、また原典史料類は『國語國字教育 史料總覽』(1969年)などの資料にまとめられている。ここでは主にこれらの文献に依拠しながら考察を進めてゆく。

## I. 漢字廃止論、漢字削減論の出現

この論争の口火を切ったのは、後に近代的な郵便制度の創始者として知られることになる前島密<sup>ひそか</sup>が1867(慶応2)年に將軍徳川慶喜に奏上した建議書「漢字御廃止之儀」であった。厳密に言えば、維新以前に幕臣から將軍に奉じられた建議であるが、その理由づけや提案においてきわめて急進的かつ先駆的なものであった(史料総覽、1969、17-20頁)。

国家の大本は国民の教育にして、其教育は士民を論ぜず国民に普からしめ、之を普からしめんには成る可く簡易なる文字文章を用ひざる可らず、<sup>おおもと</sup>「果たして然らば、御國に於ても西洋諸國の如く音符字(仮名字)を用ひて教育を布かれ、漢字は用ひられず、終には日常公私の文に漢字の用を御廃止相成候様にと奉存候」、<sup>その</sup>「學事を簡にし、普通教育を施すは、國家富強を為すの礎地に御座候」、<sup>し</sup>「然るに、此教育に漢字を用ひるときは、其字形と音訓を學習候為め、長日月を費し、成業の期を遅緩ならしめ、又其學ひ難く、習ひ易からざる」、<sup>その</sup>「實に少年の時間こそ事物の道理を講明するの最好時節なるに、此形象文字の無益の古学の為めに之を費し、其精神知識を頓挫せしむる事返す返すも悲痛の至りに奉存候。(ふりがなは筆者が補う)

すなわち、これからは國家富強のために普通教育(國民教育)を普及することが重要であるが、子どもが難解な漢字學習に

多くの時間を費やさざるをえないのは大きな負担で無益であるので、この際、漢字の使用を廃止して、西洋諸國のように音符字(表音文字)、すなわち仮名を用いるべきという主張である。前島は、明治5年にも「學制御施行二先ダチ國字改良相成度卑見内申書」を政府に提出している。

1873(明治6)年に、森有礼、福沢諭吉、西周、加藤弘之などの洋學派知識人により結成された學術啓蒙団体「明六社」の同人にもこの種の國字改革論を唱える者が少なくなかった。福沢は、明治6年、小学校むけの読本の教科書『文字之教』を刊行した際、「まえがき」で次のように主張している(総覽、22頁)。

日本二仮名ノ文字アリナガラ漢字ヲ交エ用ルハ甚タ不都合ナレトモ、往古ヨリノ仕来リニテ全国日用ノ書ニ皆漢字ヲ用ルノ風ト為リタレバ今俄ニコレヲ廢セントスルモ亦不都合ナリ・・・漢字ヲ全ク廢スルノ説ハ願ウ可クシテ俄ニ行ハレ難キコトナリ 此説ヲ行ハントスルニハ時節ヲ待ツヨリ外ニ手段ナカル可シ・・・今ヨリ次第ニ漢字ヲ廢スルノ用意專一ナル可シ、其用意トハ文章ヲ書クニムツカシキ漢字ヲバ成ル丈用ヒザルヤウ心掛ルコトナリ。ムツカシキ字ヲサヘ用ヒザレバ漢字ノ数ハ二千カ三千ニテ沢山ナル可シ 此書ニ漢字ヲ用ヒタ言葉ノ数、僅二千ニ足ラザルトモ一通リノ用便ニハ差支ナシ・・・難文字ヲ好ミ、其稽古ノタメニトテ、漢籍ノ素読ナドヲ以テ子供ヲ窘ルハ無益ノ戯ト云テ可ナリ。

将来的には漢字を廃すべきであるが、直ちにこれを実行することも不都合なので、当面は、難しい漢字をなるべく使用せず、漢字の数を制限するよう心掛け、本書でも漢字は二千字ほどしか使用していないが、

ほぼこれで間に合っているという漢字節減論である。

当代一流の学者・教育者であり、帝国大学総長、後に文部大臣も歴任した外山正一も熱烈な漢字廃止論者であった。外山は、明治17年に「漢字破」と題する講演を行い、自らの「漢字嫌い」を次のように宣言している（総覧、33-36頁）。

今の時に在ては余は漢字程嫌よなるものは他にはあらざるなり、これには深き理由のあることなり。知識には真正の知識と、真正の知識を人に伝えも若くは人と思想を交換する為の方便にすぎざるの知識あり、・・・化学なれ物理学なれ衛生学なれ天文学なれ何れも皆な真正の知識なり、・・・然るに言語の如き文字の如きに至りてはこれらの知識とは大いに異なり、これを知り足るたる計ばかりにては少しも益のなきものなり・・・漢字の如きは、便中最も不便を極むる所のものなり、大いに開化カラモジの妨げをなすものなり、・・・一日も速く漢字は廃止することにいたしたし。

有用な実用的知識に対して、文字の知識はあくまで知識や思想を交換するための「方便」（ツール）にすぎないのであり、それはできるだけ簡易・便利なほうが良い。漢字のごときは煩雑すぎて学ぶに時間をとられ、真正の知識を学ぶ時間が削減される不便極まりないものであり、即刻廃止すべきだという。

これらの論者は、いずれも幕末期の武士階級に生まれ、素読からはじめて漢語漢文の基礎的教養を身につけた上に、さらに独学や留学により欧米諸語を習得した人物である。一方において、彼らはその豊かな言語知識を動員して、西洋諸国の抽象的概念や学術用語を、「哲学」「文学」「権利」「義務」「自由」「主義」「社会」「演説」などの

新しい漢語に翻訳し、またたとえば「・・・性」「・・・観」、「・・・的」、「・・・化」のように漢字の造語能力を活用しながら日本語に定着させていった人々であった（井上、1981、103頁）。その彼らが率先して漢字の廃止を主張するのは、矛盾する気もするが、当時の遅れた日本で、一般大衆の啓蒙、市民的教養の向上、国民教育の普及が急務であるとする焦燥感が、こうした前のめりの言説の発露にかれらをつき動かしたのであろうか。

脱漢字が主張されれば、当然のことながら、それに代わってどのような文字を使用すべきかという議論が生ずる。従来からある仮名をとという仮名文字専用論、あるいはこの際、西洋のアルファベットを借用したローマ字を採用すべきというローマ字化論、さらには新しい文字を作成すべきといった新字論などが出現してくる。

仮名文字論者は、1883（明治16）年に「かなのくあい」を結成し、仮名文字の会報を発行するなど活動を行った。同会は、皇族を会長にいだき、東京本部の他に地方支部三十余、会員総数は一万人以上に及んだといわれている。日本で最初の国語辞典『言海』を完成させた大槻文彦も同会の有力会員であった。活動は一時かなり注目を集めたが、その内部では、歴史的かなづかい派と発音式かなづかい派の対立もあり、数年で活動は下火となっていった。両者の主な相違は、たとえば「今日学校の庭で蝶々が舞うのを見た」という文を、「けふぐわつくわうのにはでてふてふがまふのおみた」という歴史的かなづかいで表記するか、それともできるだけ現代風の発音にしたがった綴りに改めるべき、という点にあった。この仮名遣いをめぐる論争は、常用すべき漢字の節減の論議とともに戦前期を通してわが国の国語国字改革論争の二大中心点となっていった。

一方では、国語の表記をローマ字にしよ

うとする論者の活動も今日では想像できないぐらい活発であった。明六社の西周は、1874（明治7）年「洋字ヲ以テ国語ヲ書スルノ論」を発表し、ローマ字を採用すれば日本語が整理され話し言葉と書き言葉が同じになる、アベセ二十六文字を知ればだれでも書物を読むことができる、横書きで算用数字を併用することで便利が増す、学術用語も原語のまま用いることができる、印刷が簡易になり外国製の機械をそのまま用いることができる、などの利点をあげた（総覧、23-29頁）。明治15年、植物学者の矢田部良吉も「羅馬字ヲ以テ日本語ヲ綴ルノ説」を唱えている。明治17年、外山正一は「羅馬字を主張する者に告ぐ」と題する論文を発表し、ローマ字論者の結集を呼びかけた。

ローマ字論者たちも運動の組織化をはかり文化団体を結成した。明治18年、外山正一、矢田部亮吉、物理学者の北尾次郎などが発起人となり「羅馬字会」が結成された。しかしながらローマ字論者の大同団結にも問題は存在した。それは、ローマ字で書き表すに当たり、どのようなつづり方を採用するかということであった。羅馬字会は、最初の和英辞典『和英語林集成』の著者であるヘボンの説を採用した。それは子音の用い方を英語式にし、母音の用い方をイタリア語式にするものであり、このつづり方は「ヘボン式」と呼ばれた。これに反対して別のつづり方を唱えたのが、物理学者の田中館愛橘らであった。田中館は、羅馬字会式では書き方が複雑になり、正しい発音ができない人は正しく書けないとし、日本語の音の体系に基づいたローマ字つづりにすることを主張した。後に日本式と名づけられたのがこれである。田中館は、羅馬字会を離れ、羅馬字会の機関紙“Rōmaji Zasshi”とは別の機関紙“Rōmazi Sinsi”を発行した（武部、1977、268頁）。この二派の対立は、その後も長らく尾をひくことになる。

最初の国語国字改革論のブームが後退した明治20年代、1890年に天皇の名で発布された「教育勅語」は次のような文体で書かれていた。

朕<sup>チン</sup>惟<sup>オモ</sup>フニ我<sup>ワ</sup>カ皇<sup>クワウソク</sup>祖<sup>クワウソク</sup>皇<sup>クワウソク</sup>宗<sup>クワウソク</sup>國<sup>クワウソク</sup>ヲ肇<sup>クワウソク</sup>ムルコ  
ト宏<sup>クワウソク</sup>遠<sup>クワウソク</sup>ニ德<sup>クワウソク</sup>ヲ樹<sup>クワウソク</sup>ツルコト深<sup>クワウソク</sup>厚<sup>クワウソク</sup>ナリ我<sup>クワウソク</sup>カ  
臣<sup>シン</sup>民<sup>ミン</sup>ク<sup>ク</sup>忠<sup>チュウ</sup>ニ克<sup>ク</sup>ク<sup>ク</sup>孝<sup>コウ</sup>ニ億<sup>イク</sup>兆<sup>テウ</sup>心<sup>ココロ</sup>ヲ一<sup>イツ</sup>ニ  
シテ世<sup>ヨ</sup>々<sup>ソ</sup>厥<sup>ビ</sup>ノ美<sup>ナ</sup>ヲ濟<sup>コレ</sup>セルハ此<sup>コク</sup>我<sup>タイ</sup>カ國<sup>タイ</sup>體<sup>タイ</sup>  
ノ精<sup>セイ</sup>華<sup>ケイ</sup>ニシテ教<sup>ケウ</sup>育<sup>イク</sup>ノ淵<sup>エン</sup>源<sup>ゲン</sup>亦<sup>マタ</sup>實<sup>ジツ</sup>ニ此<sup>ココ</sup>ニ存<sup>ソン</sup>  
ス爾<sup>ナン</sup>臣<sup>ジン</sup>民<sup>ミン</sup>父<sup>フ</sup>母<sup>ボ</sup>ニ孝<sup>カウ</sup>ニ兄<sup>ケイ</sup>弟<sup>テイ</sup>ニ友<sup>イウ</sup>ニ夫<sup>フ</sup>婦<sup>フ</sup>  
相<sup>ア</sup>和<sup>ヒ</sup>シ朋<sup>ホウ</sup>友<sup>イウ</sup>相<sup>ア</sup>信<sup>ヒン</sup>シ恭<sup>キヨウ</sup>儉<sup>ケン</sup>己<sup>オノ</sup>レヲ持<sup>ジ</sup>シ博<sup>ハク</sup>愛<sup>アイ</sup>  
衆<sup>シユウ</sup>ニ及<sup>オヨ</sup>ボシ學<sup>ガク</sup>ヲ修<sup>シュ</sup>メ業<sup>ゲク</sup>ヲ習<sup>シユ</sup>ヒ以<sup>モツ</sup>テ智<sup>チ</sup>能<sup>ノウ</sup>  
ヲ啓<sup>ケイ</sup>發<sup>ハツ</sup>シ德<sup>トク</sup>器<sup>キ</sup>ヲ成<sup>ス</sup>就<sup>ス</sup>シ進<sup>シン</sup>テ公<sup>コウ</sup>益<sup>エキ</sup>ヲ廣<sup>ヒロ</sup>メ  
世<sup>セイ</sup>務<sup>ム</sup>ヲ開<sup>ヒラ</sup>キ常<sup>ツネ</sup>ニ國<sup>コク</sup>憲<sup>ケン</sup>ヲ重<sup>オモ</sup>シ國<sup>コク</sup>法<sup>ハフ</sup>ニ遵<sup>シタガ</sup>  
ヒ一旦<sup>イツタン</sup>緩<sup>クワン</sup>急<sup>キツ</sup>アレハ義<sup>ギ</sup>勇<sup>ユウ</sup>公<sup>コウ</sup>ニ奉<sup>ホウ</sup>シ以<sup>モツ</sup>テ  
天<sup>テン</sup>壤<sup>ジヤウ</sup>無<sup>ム</sup>窮<sup>キウ</sup>ノ皇<sup>クワウ</sup>運<sup>ウン</sup>ヲ扶<sup>フ</sup>翼<sup>ク</sup>スヘシ・・・

内容はともかく、文体としての特徴をみれば次のようである。①漢字カタカナ交じりの文体、②句読点をまったくつけない、③漢字は繁字体を使用、④勅語原典には振りがな（ルビ）はなかったが奉読用に付されたカナは歴史的仮名遣い、⑤カタカナには濁点をつけない、⑥拗音や促音（チャ、チュ、チョ、ハッ）を小文字表記せず。きわめて重厚かつ磨きあげられた名文といえようがやはり難解きわまりない。

ちなみに、この時期には、自由民権運動の高揚にともなって数多く発行されるようになった新聞や雑誌では、漢字ひらがな交じりの文体が使用されていたが、読者の読解力に配慮してすべての漢字にふりがなをつけた形（総ルビ）が一般的であった。

明治も二十年代後半になると、言語に関する学術的研究でも新しい動きが見られるようになる。1894（明治27）年、上田万年が欧州留学から帰国した。上田は、明治18年東京大学文学部和漢文学科に入学し、お雇い外国人教師チェンバレンに師事して、はじめて近代的な博言学（言語学）を学ん

だ。その後大学院に進み「博言学上日本国語の性質およびその教授法」を研究テーマとした。加藤弘之や外山正一の推薦によりドイツへの三年間の留学を命じられ、帰国後、帝国大学教授に任じられた。言語学、音声学の講義を担当するとともに、こうした学術的知見を基盤として、日本語に特有の音韻・語彙・文法等に関する研究にも意欲を示し、旺盛な教育研究活動を展開していった（山口、2016；中村、1987）。明治30年には、上田の主導により帝国大学国文科にわが国ではじめての本格的な研究施設である「国語研究室」が設置された。上田万年の門下からは、橋本新吉、保科孝一、新村出、金田一京助、安藤正次など後にわが国の国語学を主導する多くの学者が輩出した。

1895年に刊行された上田の最初の著作（講演集）『国語のため』には、次のような語録が残されている（上田、2011）。

言語はこれを話す人民に取りては、恰もその血液が肉体上の同胞を示すが如く、精神上の同胞を示すものにして、之を日本国語にたとえていへば、日本語は日本人の精神的血液なり、といひつべし。日本の国体は、この精神的血液にて主として維持せられ、日本の人種はこの最もつよき最も永く保存せられるべき鎖の為に散乱せざるなり（17頁）。

標準語とは、所謂方言なる者とは事かはり、全国内到处、凡ての場所に通じて大抵の人々に理解せらるべき効力を有するものを云ふ。・・・標準語は理想的の者にはあれども、もとこれ一個の方言たりしものにて、其方言が種々の人工的彫琢を蒙りて、遂に超絶的地位に達し、同時に其信用と其尊敬とを高め来りて、漸く他の言語をも統括する程の、大勢力を得たるものなり」

（38-39頁）

我が帝国には、未だ厳格なる意味にていふ国語といふ者現存せざるにはあらざるか。厳格なる意味にていふ国語とは、之を口に語り、之を耳に聞くときも、之を字に写し、之を目もて読むときも、共に同一の性質を有するものにして、・・・言文一途の精神を維持し居る国語の事をいふなり（206頁）。

「日本語は日本人の精神的血液なり」、「標準語は、種々の人工的彫琢を蒙りて遂に超絶的地位に達し、漸く他の言語をも統括する程の大勢力を得たるもの」、「我が帝国には未だ厳格なる意味にていふ国語といふ者現存せざる」、「言文一途の精神を維持し居る国語の事をいふ」といった言葉が印象的である。

こうした言語状況の中で、この時期、予期されざる方面から新たな事態も出現する。それは、近代日本の経験したはじめての対外戦争である日清戦争の勝利による台湾植民地の獲得（明治28年）である。その結果、新領土の異民族住民に対してどのような言語政策を実施するか、その子弟をどのような言語で教育するかという未曾有の課題が浮上したのである。その詳細については、別稿（齊藤、2018）にゆずるが、日本政府（台湾総督府）が採択した方策は、新領土住民の同化の観点から、国語教育（日本語を教授用語とした日本語の教育）を最優先するものであった。台湾は「同文・同教」（漢字・儒教文化圏）の地であり、漢字の共用が可能であり、欧米諸国の植民地教育事業とはおのずと異なると主張された。台湾に設置された最初の教育機関は、「国語伝習所」および「国語学校」と呼ばれるものであった。異民族への日本語の普及と教育という課題と経験は、本国（内地）における国語改良論へも刺激を与え、議論を促す契機となったと考えられる。

## II. 国家による国語施策への取り組みのはじまり

明治も三十年代に入り、日清・日露の戦争での勝利、国民意識の高揚、近代的産業の勃興、不平等条約改正交渉の進展、就学率の急速な向上など日本社会が大きく変貌する様相をみせると、一時低迷していた国語問題に再び注目が集まり、改革を求める気運が高まっていく。1900(明治33)年1月、教育関係者の全国的組織である「帝国教育会」は、内閣、文部省、貴族・衆議両院議長宛てに「国字国語国文ノ改良ニ関スル請願書」を提出した。その内容は、当時の日本における言語の現状を「錯雑、紛乱、不規律、不統一」であると慨嘆するとともに、そのことが教育上の大きな障害となっていると指摘し、国家が率先して「国字国語国文ヲ改良シ、之ヲ実行セン為ニ、政府ニ於テ速ニ其ノ方法ノ調査ニ着手セラルベキコト」を求めるものであった(総覧、107-109頁)。

請願を採択した貴衆両院は、ほぼ同じ文面を内容とする「国字国語国文ノ改良ニ関スル建議案」を議会に提出しこれを可決した。これをうけ文部省は、同年4月に前島密、大槻文彦、上田万年など7名を国語調査委員に委嘱した。こうした準備をへて、1902年3月に、「国語に関する調査を行い、その調査結果を文部大臣に具申する」調査機関として「国語調査委員会」が設置された。委員長加藤弘のほか12人の委員で構成され、上田万年が主事をつとめた。こうして明治期前半の民間主体の運動に代わって、官主導(政策主体は文部省)による国語改良事業が正式に開始されたのである。

新設された国語調査委員会は活動を開始するに先立ち、1902年7月、調査の基本方針として次のような四つの事項を公表した(史料総覧、124頁)。

一、文字ハ音韻文字(「フォノグラム」)

ヲ採用スルコトトシ仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト。

二、文章ハ言文一致体ヲ採用スルコトトシ是ニ関スル調査ヲ為スコト。

三、国語ノ音韻組織ヲ調査スルコト。

四、方言ヲ調査シテ標準語ヲ確定スルコト。

基本方針の第一、第二について委員長の加藤弘之は、「無論象形文字たる漢字は使用せぬことに定めたのである、然し均しく音韻文字と謂つても色々あるが、仮名と羅馬字との長短を比較し、其の得失を調査するといふ大方針だけ定めた。文章は言文一致体を採用するから従来のかき日常の言語とかけ離れて居る文体は排斥するのである。これが決着するのは、なかなか容易なことではあるまい」(総覧、124-125頁)と解説していた。委員会としても長期的展望においては、脱漢字を想定していたことになる。

一方で、文部省はこうした調査活動への着手と平行して、1900年8月の小学校令の改正(第三次小学校令)を機に、かなり思い切った国語教育の改革に踏み出した。まず、これまで「読書」「作文」「習字」の三つの科目に分かれていた言語関係科目を統合して「国語科」という新しい教科を誕生させた。「国語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓発スルヲ以テ要旨トス」とその目的を明示した。今ではおなじみの国語という教科名はこの時に登場したのである。さらに文部省令「小学校令施行規則」の第16条に、三つの付表を掲示し、これにしたがって、教科書で使用される字種や漢字数に制限をくわえ、さらに仮名の表記法を変更することを定めた。

第一号表では、現在の五十音表とほぼ同じ平仮名、片仮名に統一して(ただし、「わゐるゑを」「ワ井ウエヲ」は残る)、それまでかなり自由に使用されていた異なる字体

の「変体かな」の使用を禁じた。第三号表は、尋常小学校での教育で用いる漢字1,200字を選定し、その範囲を超える漢字の使用を制限した。第二号表は、一部の歴史的仮名遣いを発音式へと改めることを指示するものであった。たとえば、同音で発声される「い・ゐ」「え・ゑ」「お・を」「じ・ぢ」「か・くわ」「ず・づ」は、それぞれ、「い・え・お・じ・か・ず」と表記し、また、いずれも「オー」と発音する「あう・あふ・おう・おふ・わう・をう」の表記を「おー」に統一し、同じく「かう・かふ・こう・こふ・くわう」を「こー」に、「きやう・きよう・けう・けふ」を「きよー」と書くなどとした。この長音を〔ー〕の符号で表記する独特の方式は一般には「棒引き仮名遣」と呼ばれた。ただし、これは、字音仮名遣い（漢字を音読した場合）に適用され、漢字を訓読した場合や和語（やまと言葉）の表記（国語仮名遣い）には及ばないとされた（武部、1977、272頁）。文部省は、こうした改正を1904年に開始される第一期の国定教科書の編纂に適用した。

1905（明治38）年、文部省は、仮名遣いの改定をさらに徹底する案を策定し、これを文部大臣の諮問機関である高等教育会議、国語調査委員会、帝国教育会、師範学校などに諮問した。これは先の改定が字音仮名遣いに限定されていたため、国語（和語）の仮名遣いと字音の仮名遣いが異なることが教育現場に混乱をもたらしているため、対象を国語仮名遣いにも広げて全面的な改定を行うこと、適用を小学校のみでなく中等教育まで広げることなどを内容とするものであった。

しかしながら、こうした文部省の改正案が社会にも知られるようになると、それへの反発の声も噴出するようになる。それらは、先に導入された棒引き仮名遣いに違和感を表明するもの、慣れ親しんだ歴史的仮名遣いを変更することは国語の尊厳を毀損

し古来の文字を攪乱するという反発、改定案には文法上一貫性と合理性を欠く点があるなどの批判であった。仮名遣い改定反対論者は、「国語会」や「国語愛護会」を名のる団体を組織し、反対運動を展開した。

こうした動きに対処するために、国語調査委員会は審議を重ね修正案を作成答申した。それは、「ゆー・きゅー」等を「いう・きう」等と書く（棒引き仮名遣いは止める）、助詞の「は・へ・を」を許容あるいは例外とする、「ぢ・づ」を二語の連合と同音の場合に残す、などの点において、歴史的仮名遣いの要素を残すものであった（武部、1977、276頁）。ちなみに助詞の「は・へ・を」の許容・例外とは、発音のとおり、「私わ 学校え 本お もって行く」とは表記しなくともよいとしたのである。

1907（明治40）年3月には、貴族院において文部大臣に仮名遣い改定を疑問視する質問書が提出された。続いて貴族院は、不穏当な点が少なくないとして事実上発音式仮名遣いを、歴史的仮名遣いに戻すべきと文部大臣に建議した。文部大臣は改定を一年先のばしすることを宣言するいっぽう、明治41年5月に文部省に、新たに仮名遣い問題に焦点をしばった「臨時仮名遣調査委員会」を立ち上げた。委員長菊池大麓以下24名の委員が任命された。この委員会に、改めて仮名遣いに関する諮問案が出されたが、表音仮名遣いを支持する賛成派委員と、歴史的仮名遣いを支持する反対派委員との間で、相互に歩み寄りのない意見の応酬に終始した。ここでは委員の一人に任命された森鷗外が仮名遣い改定反対の立場から論陣を張ったことが特記される。臨時仮名遣調査委員会の活動は審議未了のまま停止となった。事態が政治問題化することをおそれた文部大臣は諮問案を撤回した。

文部省の姿勢も変化した。明治41年9月には、小学校施行規則を改定し、明治33年に制定され国語改良の根拠とされていた第

16 条の条項と三つの付表を削除したのである（文化庁、2005、157 頁）。数年にわたって使用されてきた表音式仮名遣い＝棒引き仮名遣いの教科書も宙に浮くことになり、教育現場に混乱をもたらした。明治 43 年から使用される第二期国定教科書は、歴史的仮名遣いに逆戻りした。漢字の制限もなくなった。こうして明治期後半の国語国字改革は幕引きをむかえ、国語改良の試みはしばし立ち消えとなる。国語調査委員会は、国語施策の審議のみならず、調査活動に従事し学術的にも貴重な調査報告を多数刊行したが、大正 2 年には政府の行政整理を名目にして廃止された。

### Ⅲ. 大正・昭和前期における国語国字改革の動き

大正時代に入ると、政府は、1917（大正 6）年に内閣直属の諮問機関「臨時教育会議」を設置して明治期以来の教育政策全体の見直しと制度改革に着手した。また、大正デモクラシーとよばれる民主的な風潮のなか、国語国字改革論議も再び盛りあがる気配を見せた。それは大正 7 年に、最初の政党内閣と呼ばれた原敬政権が誕生するのを契機に拍車がかかることになる。なぜなら、原首相は、かつて大阪毎日新聞社長の時代に同紙に、「教育方針と漢字減少」「漢字減少論」などの記事を書き、漢字節減、国語改革にも一家言を持っていたからである（武部、1977、279 頁）。この原政権で、1921（大正 10）年に「臨時国語調査会官制」が制定され、文部省に、先に廃止された国語調査委員会の後継組織ともいえる「臨時国語調査会」が設置された。会長に森鷗外、上田万年以下 34 名の委員が任命された。ここでは、国民の身近な生活や教育に関連する、(1) 漢字の節減に関する件、(2) 仮名遣いの改正の件、(3) 口語文の整理に関する件、の三点が主たる調査事項とされた。た

だし森鷗外は翌年死去したため、代わって上田が会長に就任した。

臨時国語調査会による審議はまず漢字節減論から開始された。漢字使用の問題は、この頃になると、学校教育のみならず、新聞社や雑誌出版社にとっても大きな関心となっていた。漢字の無制限使用や難漢語は、数多くの活字の作成や配備を必要とし、紙面作成上、時間や費用の点で負担となっていたからである。このため、本調査会には、有力新聞社の代表者も委員として加えられていた。1923（大正 12）年 5 月の総会で可決されたのが、1,962 字からなる「常用漢字表」であった。日常生活で常用する漢字は二千字ほどで足りるとしたのである。「本表ニナイ漢字ハ仮名デ書ク」とされた。政府は 5 月 9 日にそれを官報で告示した。新聞・雑誌・印刷関係者はこれを歓迎し、東京と大阪の有力新聞社は、9 月 1 日からそれを実施すると宣言した。しかしながら、まさにその日に関東大震災が発生したのである。関東の新聞各社は壊滅的に被災し、漢字整理による新聞紙面の刷新は延期を余儀なくされた（文化庁、281 頁）。

臨時国語調査会は、1931（昭和 6）年 6 月、「常用漢字表（修正）」を発表し、漢字を 1,856 字へとさらに絞り込んでいた。新聞社などもこれに従うことを発表していたが、新聞社がこれを実行することは事実上不可能になったという。というのも、この直後の 9 月に満州事変が勃発したからである。戦火の拡大とともに、中国各地の地名・人名を多数含む報道のために、紙面での漢字制限の実行が事実上不可能になったという（同上、281 頁）。

常用漢字表に続いて、臨時国語調査会は、大正 13 年 12 月に、全会一致で可決された「仮名遣改訂案」を公表した。これは「国語仮名遣案」と「字音仮名遣案」の二点からなっていた。改定案の冒頭には次のような一文が記されている。「現今わが国で行われ

ている国語および字音の仮名遣は、これを学ぶのに一方ならぬ苦心を要し、しかもあやまりなくつかいこなすことが、なかなか困難である。わが国民は、すでに漢字に苦しんでいるのに、そのうえ、むずかしい仮名遣とゆう重荷を負っている。本会がさきに常用漢字を公にし、さらにまた仮名遣の整理をはかって、この改定案を発表するのは、文字の使用を容易にして国民教育の発達と国家文運の進展を促そうとするためである」(総覧、174頁)。

漢字節減の場合とは異なり、仮名遣の改定案は再び大きな議論を巻き起こした。なぜならそれは、一度は反対論の高まりで頓挫した表音式仮名遣を全面的に採用することを提起するものであったからである。反対論の急先鋒は、国語学者の山田孝雄であった。山田は「文部省の仮名遣改定案を論ず」と題する論説を発表し、反対論の根拠を詳細に提示した。それは、①調査会には仮名遣改定の権能がない、②改定の必要が見当たらない、③改定の目的が文字に対する偏見からきた恣意的なものである、④現行の仮名遣いに不都合はない、⑤調査会の改定案には一定の基準が存在しない、⑥以下で、改定案に国語学上、文法論上の疑義を9点にわたって逐一指摘するものであった。著名な国語学者の批判は、仮名遣い改定反対の世論を勢いづかせた。

作家芥川龍之介も「文部省の仮名遣改定案について」を発表し反対論を展開した。芥川は、山田孝雄の言説に賛同するとともに、改定案を次のように痛烈に批判した。「文部省の仮名遣改定案は日本語の墮落を顧みず、理性の尊厳も無視するものなり。……僕はこの案の常談(冗談)たることを信ずるものなり。実施するの不可は言ふを待たず」、「軽々にこれを行はむとするは、紅葉、露伴、一葉、美妙、蘇峰、樗牛、子規、漱石、鷗外、逍遙等の先達を侮辱するも甚しと言ふべし」(史料総覧、204頁)。

帝国議会でもこの問題がとりあげられた。反対派議員の質問により窮地に追い込まれた岡田良平文相は、この仮名遣改定案を公文書や教科書には採用しない旨の答弁を言明せざるをえなくなった。仮名遣い改定案は試案にとどまった(文化庁、201頁)。調査会は、再び昭和6年に「仮名遣改定案の修正」を発表するが、ここでも反対論が噴出する事態となった。仮名遣い改定をめぐる混乱と迷走は続いた。

政府は国語調査機関の強化の必要を認め、1934(昭和9)年12月、臨時国語調査会を廃止し、これに代わって、常設の大きな権限を有した新しい諮問機関「国語審議会」を設置した。官制国語審議会と呼ばれた。翌年3月、文部大臣は、国語の統制、漢字の調査、仮名遣いの改定、文体の改善の四項目について国語審議会に諮問した。すでに国が戦時体制に突入する中で、その審議には、超国家主義の台頭や国体の護持発揚を唱える時代の風潮を反映して、これまでの漢字節減や仮名遣い改定論とは異なる議論も顕著になってくる。

審議会が最初に着手したのは、臨時国語調査会以来の懸案であった「常用漢字表」の見直しと、それに付随する漢字字体整理に関する調査であった。これに先立ち、議会では、時の平生八三郎文相に対して漢字問題に対する所信を問う質問がなされた。かつて『漢字廃止論』を刊行したこともある平生は、その持論をもって答弁するが、これに対して議員からは、「詔勅の文字に手を着けることは天皇の尊厳を傷つける不敬の行為である」、「文字と思想は密接不可分のものであり漢字の廃止は日本精神の否定につながる」、「漢字の廃止は東亜における日本の使命遂行に逆行する」という非難が浴びせられたという。

こうした雰囲気の中、国語審議会は常用漢字表の再検討に着手した。ほぼ四年にわたって審議を重ねた結果、1942(昭和

17) 年7月、「標準漢字表」を可決し文部大臣に答申した。「標準漢字表」は、常用漢字1,134字、準常用漢字1,320字、そして特別漢字74字の合計2,528字から構成されていた。常用漢字は「国民ノ日常生活ニ関係ガ深く、一般ニ使用ノ程度ガ高イモノ」、準常用漢字は「一般ニ使用ノ程度モ低イモノ」、特別漢字は「皇室典範、帝国憲法、歴代天皇ノ御追号、詔勅・勅語・詔書ノ文字」と説明された。また特別漢字を印刷または書写する場合には、簡易字体を使用しないとされた(たとえば、歴代天皇の名前や教育勅語の文体はそのままだ)。常用漢字数は、先の常用漢字表1,962字にくらべて828字削減されているが、準常用、特別の別枠が設けられることで漢字総数は566字増加している。明治以来の懸案であった漢字節減論の方向性と国体論イデオロギーにもとづく漢字擁護論をなんとか調整しようとした国語審議会の苦心の跡を見ることができる。

しかしながら、こうした異例の三本立ての枠組みでの答申自体に対する批判もつよく、それらを教科書や公文書において使い分けることも困難が予想された。右翼や民族派は、「国語の問題は強固なる国体観念に照らして購究すべき」としたうえで、さらに「ローマ字論者、カナモジ論者の思想言動を調査し国語運動に名を藉りて行はれたる非国家思想の有無、思想謀略の存否を明確にせんことを要す」と国語国字改良運動を思想問題と絡めて論じた(安田、2006、32頁)。慎重姿勢に転じた文部省は、三本立ての枠組みを廃し、さらに漢字数を増やして、昭和17年12月に、計2,669字の「標準漢字表」として発表した。「漢字制限も、事実上は有名無実となってしまった」(武部、1977、287頁)のである。同じく官制国語審議会は、昭和17年7月に「新字音仮名遣表」と「国語ノ横書キニ関スル件」を議決答申した。しかしその実施には、戦時下での改定は国民思想に動揺を与えるおそれが

あると強い反対論が起り、文部省はその採否を決することができなかった。

いっぽう、ローマ字の使用に関しても混乱が続いていた。ヘボン式は中等学校における英語教育関係者などに多くの共鳴者を得ていた。しかし、官庁でのローマ字使用はむしろ日本式に傾いていった。中央気象台が地名の表記を日本式に改め、陸軍測量部の地図の地名、海軍水路部の海図の地名も日本式に改められた。鉄道省はヘボン式を持続した。政府も統一の必要を痛感し、1930年、文部省に「臨時ローマ字調査会」を設置した。調査会は六年にわたって討議・審議を重ね、最終的には、日本式に近い原案が可決答申された。1937(昭和11)年、内閣訓令をもって、「国語ローマ字綴り方ニ関スル件」(いわゆる「訓令式」)が発表され、公用文はこれによることとなった(武部、1977、285-286頁)。しかし、満州事変以降、時勢は、ローマ字論者にしだいに逆風となっていった。敵国の文字を使用するローマ字運動は、「活動が衰え、全く影をひそめる形」(国語学辞典、1955、386頁)になっていった。

1941(昭和16)年3月に公布された「国民学校令」では小学校を国民学校と改称するとともに、その教育課程の編成を改め、国語・修身・国史・地理の四科目が統合され「国民科」という教科が設けられた。施行規則によれば、「国民科ハ我が国ノ道徳、言語、歴史、国土国勢等ニ付テ習得セシメ特ニ国体ノ精華ヲ明ニシテ国民精神ヲ涵養シ皇国ノ使命ヲ自覚セシムルヲ以テ要旨トス」(第2条)、「国民科国語ハ日常ノ国語ヲ習得セシメ其ノ理会カト発表カトヲ養ヒ国民的思考感動ヲ通ジテ国民精神ヲ涵養スルモノトス」(第4条)と規定された。戦時体制下、国語教育にも「国体の精華を明らかにし、国民精神を涵養し、皇国の使命を自覚させる」一翼を担うことが強く期待されたのである。

#### IV. 「当用漢字」と「現代かなづかい」の制定

国語国字問題は、こうした経緯を経ながら、1945年8月の終戦を迎えることになる。日本は連合軍によって占領され、この時から1952年まで連合軍最高司令官総司令部（GHQ）の統治の下に置かれた。その体制の下で、日本の非軍事化、民主化、国家再建が推進された。国語国字問題をめぐる環境も大きく変わる。そこでは、戦時体制期の国体論に基づく復古的な国語論が批判されるとともに、日本の民主化の一環、あるいは、その前提として「ことばの民主化」（戦後の国語審議会議長土岐善麿の言葉）という議論が新たに登場してくる。連合軍総司令部は、日本民主化の手段として国語国字問題を重視し、その民間情報教育局（CIE）に言語政策担当部門を置いていた。

GHQは、戦後日本の教育改革を構想するために米国に「対日教育使節団」の派遣を要請する。1946年3月にマッカーサー総司令官に提出されたこの教育使節団報告書を基に、六・三・三制、新制大学、師範学校の廃止、教育委員会制度、男女共学、などの戦後教育改革が導入された。ここで注目すべきことは、使節団報告書には、「国語改革」“language reform”の章があり、日本語の改革についての勧告も含まれていたことである。それは、日本語のローマ字表記化を勧告するきわめて急進的なものであった（報告書、53-59頁）

「書かれた形の日本語は、学習上の恐るべき障害である。日本語はおおむね漢字で書かれるが、その漢字を覚えることが生徒にとって過重な負担となっている。生徒たちは、文字を覚えたり書いたりすることだけに、勉強時間の大部分を割くことを要求される。教育のこの最初の時期に、広範にわたる有益

な語学や数学の技術、自然界や人間社会についての基本的な知識などの習得に捧げられるべき時期が、こうした文字を覚えるための苦闘に空費されるのである」

「書き言葉の改革に対して三つの提案が討議されている。(1) 漢字の数を減らすことを要求する、(2) 漢字の全廃およびある形態の仮名の使用の採用を要求する、(3) 漢字・仮名の両方とも全廃し、ある形態のローマ字の採用を要求する」

「使節団の判断では、仮名よりもローマ字のほうが利が多いと思われる。さらにローマ字は、民主主義的市民精神と国際的理解の成長に大いに役立つであろう」。

こうした勧告の背景にあった米国側の認識を国語学者の大野晋は次のように解説する。「アメリカ側は日本人が硫黄島や沖縄でこれほど決死の覚悟で最後まで戦ったのは何故かと考えたのです。日本人は間違った情報を伝えられていて、正しい認識を得ていないにちがいない。なぜなら、新聞などがあのむずかしい漢字で書いてある。あれが民衆に読めるはずはない。事実を何も知らないから、あんな死にもの狂いの戦い方をするのだ。日本に民主主義を行き渡らせるためには、日本人に情報をきちんと与えなければいけない。そのためには、漢字という悪魔の文字を使わせておいてはいけない」（大野、2002、146頁）。

いずれにせよ、占領下におけるこうした勧告は強制力を伴うものであった。さすがに全面的なローマ字化論に対しては抵抗感が強く、戦後再開された国語審議会でも、当時の会長安倍能成は、「このような問題は、われわれ自身で解決すべきものであると確信しています」と述べている。GHQによる直接介入を回避するためにも、国語国字改

革を日本側の手で早急に実行する姿勢を示すことを迫られたのである。

降伏直後、1945年11月、文部大臣は、国語審議会に対して、戦時中に策定された標準漢字表の見直しを諮問した。審議会は、標準漢字表中の常用漢字1,134字を基礎に必要な加除を行うため、「標準漢字表再検討に関する漢字主査委員会」を設置して審議に当たった。主査委員会で検討された「当用漢字表案」は、早くも翌1946年11月には総会で賛成多数で採択され、文部大臣に答申された。それは、直前に公布された日本国憲法に使用されている漢字を含めて全1,850字からなる漢字表であった。「当用」とは、日常生活の当座の用に使うものと説明され、社会情勢の変化に応じて数年ごとに修正するものであると了解されていた。当用漢字表は、「法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で使用する漢字の範囲を示したもの」とされた。また、「使用上の注意事項」として、①この表で書きあわせえないことばは、別にことばにかえるか、または、かな書きにする、②代名詞・副詞・接続詞・助動詞・助詞は、なるべくかな書きにする、③外国（中華民国を除く）の地名・人名はかな書きにする、④動植物の名称はかな書きにする、⑤振り仮名は原則として使わない、とされた（史料総覧、346-347頁）。義務教育の期間に読み書きともに指導すべき漢字は、国語審議会で別途審議され、1947年9月「当用漢字別表」（いわゆる「教育漢字」、881字）として文部大臣に答申された。ほぼ同時に「当用漢字音訓表」（3,122字）および「当用漢字字体表」（略字・俗字を取り入れた平易な新字体（驛→駅、當→当、藝→芸、爲→為、與→与など）を総会で議決し大臣に答申した。

仮名遣いの問題もまた審議が急がれた。審議会は、1946年6月に「かなづかいに関する主査委員会」を設けて審議を進めた。それは、戦時中に答申されていた「新字音

仮名遣表」を基礎にして審議を深めるものであったが、さらに字音だけでなく国語仮名遣いにも及ぼすものであった。審議会は、当用漢字の答申よりも早く46年9月には、総会で「現代かなづかい」を可決し文部大臣に答申した。これは、おおむね現代語音に基づいて、現代語を書き表す場合の準則とされた。原則は表音式とされたが、たとえば、助詞「オ」は「を」とする。助詞「ワ」「エ」は「は」「へ」を本則とするが「わ」「え」も許容する。歴史的かなづかいの「くぁ」「ぐぁ」は「か」と「が」と、「ぢ」「づ」は「じ」「ず」と書くが、これらを発音し分けている地方では書き分けてもよいとされた（総覧、348-359頁）。

政府はこれらの答申を受けて、1946（昭和21）年11月に「当用漢字表」および「現代かなづかい」を内閣告示・内閣訓令してさっそく実施に移した。こうして敗戦からわずか1年数か月の短期間で、長年にわたって行きつ戻りつした国語国字論争に一気に決着がつけられたことになる。それは明治期後半の国語調査委員会の発足から数えれば44年後のことであった。明治期以降の国語調査と国語国字改良論の積み重ねと、占領下での民主化志向と外圧とが結びついた特殊な環境がもたらした事態といえるかもしれない。

昭和22年の戦後最初の学習指導要領では、「あらゆる環境におけることばのつかい方に熟達させること」が国語科の目標とされ、①話すこと（聞くことをふくむ）、②つづること（作文）、③読むこと（文学をふくむ）、④書くこと（習字をふくむ）、⑤文法、の五領域から構成された。多様な言語経験を与えることよっての日本語を習得することができるという経験主義的要素を多分の含んだ国語教育が唱道されていた（事典、1971、296頁）。

## V. 「日本人の読み書き能力調査」の実施とその後

しかしながら、占領軍当局は、こうした日本側の努力に必ずしも満足していなかった。一般の日本人の読み書き能力への不信感をぬぐえず、日本政府に対してあらためて国民の識字力調査を実施することを求めてきたのである。こうして、1948年8月に、GHQ民間教育情報局の指導の下、日本人研究者が動員され「読み書き能力調査委員会」（委員長 国立教育研修所長 務台理作）が組織され、先例のない大規模な識字調査が実施される運びとなった。調査は、「日本国民の、これだけはどうしても読んだり、書いたりできなければならぬと考えられた、現代の文字言語を使う能力」を調べるとされた。全国の15歳～64歳の成人男女約17,000人の無作為抽出調査であった。後に調査の全容は、読み書き能力調査委員会『日本人の読み書き能力』（1951年）として刊行された。

この調査の詳細については、別稿で紹介したことがある（斉藤、2012）。結論から言えば、調査結果は、日本人の読み書き能力は、占領当局や関係者の予測に反して、かなり高い水準のもの（全90問の90点満点で、正答率が全国平均78.3点）であることを実証するものであった。「調査の結果は、CIE側の予想を覆すものであった。それは、日本人の識字率の高さを認め、抜本的な日本語改革の必要性を認めさせないものであった」（文化庁、40頁）。民間情報教育局担当官も、調査結果の刊行の際に次のようなローマ字のメッセージ、“hitotabi sikarubeki sōsa wo hete aru kekka wo eta naraba, watakusidomo wa soko ni shimesareta genshukuna jijitsu wo soochokuni, yugameru koto naku mitomeru yūki to jishin ga nakute wa narimasen” を寄せ、その結果を率直に受け入れることを表明した。この調査の後、少

なくとも占領当局側からの言語改革への圧力は影をひそめていったといわれる。

一方、国内の国語国字改革論者たちは、「当用漢字」と「現代かなづかい」の制定に満足することなく、言語改革をさらに推進することをめざしていった。1948年12月に「国語の合理化の確実な基礎を築く」ために「国立国語研究所」が設立された。終戦直後の国語改革を成し遂げたのち、1949年7月に戦前からの官制国語審議会は廃止され、これに代わって、文部省設置法に基づく新しい国語審議会（委員54名）が設置された。国語国字問題、国語施策は新たなステージに立つことになる。1951年に文部省が発行した冊子『国語問題要領 解説』はその展望を次のように述べている。「およそ言語は、歴史の裏づけをもった社会慣習であるから、法令などによって拘束したからといって、ただちに改善できるものではない。とはいえ、現在のわが国語は、歴史的事情によってあまりにも複雑化し、・・・それが国民の社会生活や文化の発達にとってさまざまとなっている点も少なくない。したがって、国語の現状に照らして将来を見とおし、その改善に積極的な努力を試みることはきわめて必要である」（2頁）。

1952年の対日講和条約の発効により、日本占領は終了し日本は主権を回復する。「GHQの後押しも受け戦後のドサクサに紛れて国語改革が実施された」（青木、2005、11頁）と憤る国語改革反対論者もふたたび発言を強める。旧国語審議会の委員であったが「現代かなづかい」案の採択時に自分は欠席していたという国語学者の時枝誠記は、論文『「現代かなづかい」について』を発表し、表音主義に基づく表記の不合理と不安定を批判する見解を表明している（総覧、363-368頁）。当用漢字表と現代かなづかいの制定という、わが国の国語施策上の一大転換を成し遂げた後にも、国語国字論争はさらに続いていく。昭和三十年代には、

「文部省の国語いじり」を批判し、改革論者を「国語屋」と呼んだ劇作家の福田恆存（福田、2002、279頁）と国語学者の金田一京助の間で激しい論争が展開されたことは有名である。実際の改定でも、漢字に関しては、「当用漢字」に代えて、1981（昭和56）年に「常用漢字表」1,945字が内閣告示された。教育漢字も徐々に増やされ1989年の学習指導要領で1,006字と定められた。仮名遣いに関しても、1986（昭和61）年7月に改定が行われ、「現代仮名遣い」として告示された。

## むすび

今にして思えば、明治期の漢字廃止論、かな専用論、ローマ字化論は、当時の国家の危機意識を反映して、きわめて性急かつ急進的なものであった。それは、近代的国民国家の樹立、国民統合の推進をめざす開発途上段階の日本が、その支障となると考えられる言語の整理統一に焦燥感に駆られながら取り組もうとする姿であった。それは、数次にわたる激しい国語国字論争と迷走を経ながら、世界的にもあまり類をみない、漢字・平仮名・片仮名の三種類の文字、表意文字と表音文字の組み合わせで国語を表記する方式の継続・改良を選びとる歩みであった。ラジオ・テレビの普及にも助けられ、標準語は全国に行きわたっている。ワードプロセッサの機能向上により、文章、とりわけ漢字は書くものから打つものとなっている。中・高生徒でも「憂鬱」も「薔薇」も「躊躇」なく書ける。送り仮名のつけ方もほぼ自動的に判断してくれる。社会生活の変遷とともに、言語はたえず変化しゆれ動くものである。外来語を中心にカタカナ言葉の氾濫も目につく。いつの時代にも流行語は現われ消えてゆく。仮名遣い論争に関しては言えば、「客観的に見て、論理では歴史的仮名遣い論者が勝ち、現実では現代仮名遣い論者が勝利を収めたといえる。

もし今後も現代仮名遣いを採用するにしても、理論をきちんと組み立て直し、細部を再調整しなければならないはず」（山崎、2007、162頁）という指摘が妥当なところではないか。今後も国語の改革・改良はつねに議論をよぶ「未完の課題」であり続けるであろう。

## [参考・引用文献]

- 青木逸平（2005）『旧漢字力、旧仮名力』NHK出版
- イ・ヨンスク（2012）『「国語」という思想 近代日本の言語認識』岩波書店
- 井上ひさし（2018）『新版 国語元年』新潮文庫
- 井上ひさし（1981）『私家版 日本語文法』新潮文庫
- 上田万年著 安田敏朗校注（2011）『国語のため』平凡社東洋文庫
- 大野 晋（2002年）『日本語の教室』岩波新書
- 亀井孝・大藤時彦・山田俊雄（2007）『新しい国語への歩み 日本語の歴史6』平凡社
- 国語学会編（1955年）『国語学辞典』東京堂出版
- 国語教育研究会編（1969）『国語国字教育 史料総覧』国語教育研究会
- 国語教育調査会（1904）『国語国字改良論年表』国語調査委員会
- 今野真二（2014）『日本語の近代』筑摩新書
- 齊藤泰雄（2012）「識字能力・識字率の歴史的推移——日本の経験」『国際教育協力論集』第15巻第1号 51-62頁
- 齊藤泰雄（2018）「国際教育協力論の視座からみた日本の教育発展の特色」『国際教育協力論集』第21巻第1号 61-75頁
- 齊藤泰雄（2018）「植民地経営と教育事業の展開——日本統治下の台湾の場合」『国立教育政策研究所紀要』第147集 189-204頁
- 事典編集委員会編（1971）『日本近代教育史事典』平凡社 「国語教育」284-297頁
- 武部良明（1977）「国語国字問題の由来」岩波講

- 座『日本語 3 国語国字問題』261-308 頁
- 土屋道雄 (2005) 『国語問題論争史』 玉川大学出版部
- 中村哲也 (1987) 「明治期における国民国家形成と国語国字論の相剋 --- 国語学者上田万年の歴史的位相」 『東京大学教育学部紀要』 第 27 巻 207-216 頁
- 野村剛史 (2019) 『日本語「<sup>スタンダード</sup>標準形」の歴史』 講談社選書メチエ
- 福田恆存 (2002) 『私の国語教室』 文春文庫
- 文化庁 (2005) 『国語施策百年史』 ぎょうせい
- 文部省 (1951) 『国語問題要領 解説』 文部省
- 安田敏朗 (2006) 『「国語」の近代史 帝国日本と国語学者たち』 中央公論
- 安田敏朗 (2020) 『「国語」ってなんだろう』 清水書院
- 山口謡司 (2016) 『日本語を作った男 上田万年とその時代』 集英社インターナショナル
- 山崎正和 (2007) 『文明としての教育』 新潮新書
- 読み書き能力調査委員会 (1951) 『日本人の読み書き能力』 東京大学出版部
- 村井実 訳 (1979) 『アメリカ教育使節団報告』 講談社学術文庫

## **An Undertaking for Language Reform and Education of “Kokugo” in modern Japan**

Yasuo SAITO

*Researcher emeritus, NIER*

Following a political revolution known as Meiji Restoration in 1868, the new government attempted to dismantle the traditional feudal regime and to turn Japan into a unified, modern nation-state. They aimed to create a new social structure by absorbing the advanced science and technology and political and social systems of the Western countries. At the same time, some intellectual leaders argued the need for a language reform by recognizing a complicated and disunited situation of Japanese language at that time would be a serious burden and obstacle for education in the schools. They insisted to disuse the difficult and larger number of Kanji, and instead of that, to write Japanese in only kana or spell in rōmaji.

In 1900, for the first time, the government established a specialized committee for the purpose of doing a thorough investigation into language problems and suggesting a language policy for the minister of education. Central points of issue were as follows; 1) setting up the upper limit of number of the kanji using in the daily life, 2) deciding to use a particular kind of kana spelling, either using the traditional kana orthography or adopting the new rules for kana usage based on the phoneticism, 3) unifying the written style and spoken style of Japanese language. Although the governmental committees presented more than once reform plans, resistance and objection for the reforms were also deep-rooted in Japanese society. Trial and error and controversy were prolonged for more than forty years.

After the Second World War, Japan was occupied by the Allied Powers. GHQ authority, as a part of the democratization policy of Japanese society, recommended a language reform that particularly emphasized to adopt rōmaji to write Japanese language. Under these pressures, Japan was forced to settle the pending language reform within a short time. In November 1946, the government made an official announcement of “a table of current kanji” and “the contemporary usage of kana”. Furthermore, in 1948, GHQ required to do an extensive literacy survey to evaluate the reading and writing abilities of Japanese people. The result of the survey, on the contrary to predictions of American officials, verified a high level of literacy ability among Japanese. And after this survey, a pressure from GHQ on language reform has gradually reduced. Japan has proceeded to a new stage of language reform based on the reports from the new language deliberative council.